

サイバーだより



令和5年3月16日第4号

長野県警察本部
サイバー犯罪捜査課
026-233-0110

こんなアルバイトは犯罪です！！

● 現金の引き出しや送金

自分の銀行口座に送金を受けて、別の口座へ送金したり、現金をおろして人に渡したりするアルバイトは、マネーロンダリング（資金洗浄）です。詐欺、窃盗などの犯罪です。
そのお金はだまし取ったり、犯罪で儲けたお金です。



● 荷受け、荷物の転送

自分が注文していない商品を受け取り、別の住所へ転送するアルバイトは、詐欺などの犯罪です。
その商品は不正注文された被害品です。



● 金融機関口座、携帯電話（SIMカード）、アカウントの売却

口座などを開設、契約、作成し、それを売却する行為は詐欺、犯罪収益移転防止法違反などの犯罪です。
売った口座などは、その後、別の犯罪で使われます。



「知らなかった」では済みません!!

お金が簡単に儲かる話には乗らないで!!
甘い誘いに乗ると、あなた自身が**犯罪者**になって
しまいます。

ネット・スマホとの上手な付き合い方が記載された、警察庁サイバー警察局監修の「サイバー犯罪撃退Book」が全国防犯協会連合会ホームページに掲載されています。

QRコードからご覧いただき、被害防止の参考としてください。

<http://www.bohan.or.jp>



～お知らせ～

長野県警察公式ホームページの「サイバーセキュリティ対策」には、サイバー犯罪の手口や被害にあわないための情報が掲載されています。ぜひご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/anshin/cyber/index.html>

